

1. 環境影響評価法一部改正の概要

①方法書段階での説明会開催の義務化

- * 従来、準備書段階から実施していた説明会を前段階である方法書に義務付け及び要約書の作成を義務化した。

②電子縦覧の義務化

- * インターネットの利用等による環境影響評価図書の電子縦覧を義務化した。

③政令指定都市からの直接の意見提出手続の新設

- * 従来制度では、知事あてに意見を述べていたが、事業の影響が政令で定める市の区域に限られる場合、当該市の長から直接事業者意見に意見を述べる。

④環境保全措置等の公表等

- * 評価書の公告を行った事業者に対して、環境保全措置等の実施状況について公表等を義務化する。（工事完了時に公表）

⑤評価項目等の選定段階における環境大臣意見の技術的助言を規定（条例改正不要）

- * 環境大臣が主務大臣に対し、意見を述べる機会を拡大した。

⑥交付金事業を対象事業に追加

- * 国からの補助金が交付金化する動きを踏まえ、交付金で実施される事業も、アセス対象事業とした。
（条例改正不要）
加えて、政令の改正により、風力発電事業（1万kW以上）が新たに追加された。

⑦計画段階配慮書の手続の新設

- * 事業の位置、規模等の選定段階から環境の保全のために配慮すべき事項について、検討を行うなどの計画段階配慮書の作成を義務化した。
（従来は、事業の位置・規模等が決定された段階から手続を開始していた。）

平成23年4月

環境影響評価法の一部を改正する法律 公布

平成25年4月 完全施行

①
②
③
④

条例
改正

⑥

規則
改正

⑦

要綱
制定

2. 環境影響評価条例一部改正等の概要

1. 環境影響評価条例の一部改正等で対応するもの

①方法書に係る説明会・要約書の義務化

法対象事業と同様、「説明会開催」及び「要約書の提出」を義務付ける。
現状、「準備書」段階において説明会開催、要約書の提出を規定しているため、この規定を準用する。

②環境影響評価図書の電子縦覧の義務化

法対象事業と同様、「インターネット利用等」による図書の電子縦覧を義務付ける。現状、電子縦覧は規則により、周知方法の一つと位置付けているが、これを義務付ける。

③市長からの直接の意見提出手続の新設

法対象事業者あてに直接市長意見の提出を盛り込む。
現状、市長は知事あてに意見を述べており、この意見形成に関する規定を準用する。

④事後調査手続きの改正

法に基づき作成される「環境保全措置等の実施状況（基本的に工事完了時）」の市への提出の取り扱いについて規定する。
現状、条例により法及び条例対象事業に対し、事後調査（工事編）は工事の影響が最大となる時期に調査し、適宜、報告書として作成し提出することとしているが、法改正に合わせて報告書（工事編）の作成提出時期を工事完了時と規定する。

⑥風力発電事業の追加

本市においては、未だ発電事業を目的とした風力発電施設の設置はなく、また、東京湾の湾奥部に位置し、風力発電の適地としての条件である平均風速に満たないことから、新たに施設が設置される可能性は極めて低い状況である。しかしながら、低周波、バードストライク等環境への影響を踏まえ、法に規定する第2種事業^{注1}規模（7,500kW 以上）を対象とする。（注1：法アセス実施の有無の要検討事業）

2. 新たに要綱を制定し、対応するもの

⑦計画段階環境影響評価手続の新設

現行、事業の枠組みが決定された段階から手続を開始するため、環境保全措置の実施が限定的である。このため、事業の位置、規模等の検討段階など、可能な限り早い段階から計画を公表、意見聴取などを実施し、検討を行い事業に反映していく手続を新設する。ただし、対象事業者は「市」とする。

- * 法対象事業は国が関与する事業を対象にしており、市条例は民間事業者を含めているため対象が異なる。
- * 民間事業者も含めた場合、法に比べて事業者への過度な負担につながる。
- * 県要綱が対象者を「県」としており、市のみが事業者に対し計画早期段階での公開を求めることは、事業の迅速性を阻害等から競争力の低下につながる恐れがあることから、市対象の要綱を制定することとする。